



特255

157

現代パンフレット六月上旬版

現代パンフレット通信社



1

0003128-000

特255-157

正力と三木と中島

岸田菊伴・著

現代パンフレット通信社

昭和6

ABA

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年3月2日付
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

特 255
157

岸田菊伴著

正力と三木と中島

現代パンフレット通信社



正力と三木と中島

目次

- 一 捜査説を読む興味 論断から錯覚へ錯覚から妄斷へ 一四四
- 二 自白に錯覚があるか 誘導訊問と強制訊問から? 一三九
- 三 自白がどれだけ確かだ? 茂木高村の自白にも錯誤がある 一三八
- 四 難解の謎田宮が自白 正にすばらしい創作的陳述 一六一
- 五 正力から三木に贈つた金 贈送の諸証か政治的援助か 一六二
- 六 道義的有機体の三木系 観分三木の特徴を語る原君 二〇一
- 七 人間中島守利の禮讃 漢の人口島と語る山口久吉君 二四二
- 八 正力の友情に動いただけ 利確漢りなどの考へはない筈 二九三
- 九 奇怪極まる割合論 瀬川光行君が引込まれるまで 三四三
- 一〇 言に福せられた松山君 罪なくして罪に定めらるゝ悲哀 三七三

社友に關する規定

一 このパンフレットの奉行は毎月三四回八日の日と定む。尤も別に特號版を隨時刊行す
一 夏数は五十頁位を標準とするが特號版は百頁から二百頁位のものもあり。
一 このパンフレットは社友だけに配本するので専門販賣はしない。特號版は別だ。
一 社友は左の三種に分ち本社の勧誘により承諾書をよせられてから社友とする。
一 普通社友 月額金壹円へ半年前拂五円五十銭 一年前拂拾円へ拂小もの
口維持社友 普通社友の二倍額を拂小もの

ハ 賛賛社友 本社の事業に對し、一時金二百円以上寄與せらるゝもの

一 普通社友には定期刊行のパンフレットを毎冊配本し、維持社友と賛賛社友とは此外
特號パンフレットをも毎冊配本す。

一 社友の利害に関する事は本社に於て聞知すれば直ちに内報し、新聞記事等の正誤取消
の請求は御依頼に應じ親切迅速に取扱ふ
但し各行配本集金の事務は便宜上新東京社に於て取扱はしむ。

東京市芝區慶應町二ノ一〇九へ電話芝五五五一番) 現代パンフレット通信社
埼玉縣北足立郡浦和町四六六へ振替東京六六九五一番) 新東京社
責任者 岸田菊伴

正力と三木と中島

岸田菊伴

一 捜偵譚を讀む興味

— 論斷から錯覚へ錯覚から妄斷へ —

京電延獄で三木武吉氏の弁護を担当した有馬忠三郎博士は、五月二十九日の公判廷で、
私は検事の論告を弁護する形式でゆくと冒頭から極めて強烈態度で論鋒鋭どく
曰く、後藤京電専務は正力に金を渡す時 三木を引張り出す気はあつたらうが、議会議
員を買収するような事は避けてゐた。それを検事は独断で後藤に買収の意思があつたと
述べて居る。政黨の首領株に金をやる事は決して買収にはならぬ。三木は決して贈賄
の共犯者ではない……

と検事の論告を反駁し、總論から各論にと、一々證據と拳げ論理を正しく堂々三時間の大
論陣を張り、最後に此事象に因する三木氏の立場について自分の感想を述べるといつて、

「ふと私は常に西洋の探偵小説や、半実物語を愛読して居るが、探偵ものゝ興味は愚劣煮詰まる警察官と監識透徹せる名探偵を配する事によつて、誤りたる殴打や漸罪本最後の腰間に至つてその誤謬を知り、名探偵の手で事の真相を究め危機一髪の間に無事の冤罪が助かるといふところに其上の興味が湧くのである。私は本件の検挙について、検察官をかうした愚劣煮詰の警察吏と比較するわけではないが、どうかこゝに名探偵が出現して本件の真相を究明し、三木の冤が雪かれたりものだと思ふ……」

と涼いエーモア味の中に深刻なる諭喻を含ませて大糸論を結んだのを聞いた。

偶々私の手には此現代パンフレット六月版に載録すべき、京都清水の山中で、多淫の女房をの交中殺した男の事件の材料をもつて居た。此材料の中には、決して愚劣でもなく低能でもなりが、周囲の背景や、偶然屍体の附近に縊死と云はれた男の屍体を見見した事からテツキリ情死と推断して、そこに錯覚の端緒ができた。

更にその錯覚が先入主となつて、此二人の男女の死体のあつた道順、男女死後の経過時間が殆んど同じかつたこと、女の傍に捨て、あつた墓口、之は縊死男が常に持つて居たとメメ新地の娼妓が證言した矣、縊死男の持つてゐた墨口は、根が放蕩者であるから女の墨口を盗み取しあらぬ行為に及んで山を下り、人間らしく後悔して縊死をしたと推定した事

男の遺書中の『私も死にます』の『も』でこれは『私も死にますか』『私も死にますかとの解釈に因縁なりし矣。寿司屋の女将等三人が縊死男を見て寿司を買ひに彼の女と一緒に来たのは此男ですと證言した事。縊死男の風体から見ても女の相手として相似臭のあつた事、縊死男が女の原籍地を徘徊した事のある矣、解剖の結果女の胃袋から寿司が出て男になかつたのは男が悪性の性病にかゝつて居たから喰はなかつたのだと推定した矣、縊死男と後に逮捕された犯人の年齢及び体格が非常によく似てゐた矣、縊死男の顔貌も亦犯人と相似して居た矣、又着用の衣類までも似て居た矣……等々々の錯覚條件が揃つて居た。

獨つて日居たもの、冷静に考察して見ると最初の錯覚から齎済が生まれ、その豫断を生かすよう生かすようにいろいろの資料を取り入れて都合よくまとめた事も一因である。かくて此惨劇なる殺人事件は、最初に於て情死と見られたのであつた。即ち当局の先入思考がありまりたすべてを支配し過ぎた結果、危うく此犯罪事件を抹消するところであつた。それが殺された女の指紋によつて眞実の身辨が発見され、それからそれと順序を手繕つてゆく内、初めの情死説は根底から覆へされニ世を喫つた夫高山定一（三二）が、多淫の女房お梅（三四）を〇交中殺したものと判明した。

（此お梅殺しの事件は次のパンフレットで詳しく述べて見たいと思ふ）

二、自白に錯覚があるか？

| 誘導訊問と強制訊問から？？ |

併し本人が自白によつて自己の犯罪を肯定したとすれば、錯覚も十二もなし筈ではないかと明白に重申をおりて、その断罪に錯誤はないと断定する者がある。

理窟をいへば、自己に不利なる申立てをするわけはないから、自白に重申をおく事は当然すぎたる当然の事とおもはれるが、その自白についても争点がないとはいへない。瀬川光行君の施行と認めらるゝ、真市場側の今津高村兩人から五百円と一千円と、二回に受けた壹千五百円の金が、不純なる賄賂か純真なる政治上の後援資金かといふ、二様の見解のいづれが正当なりやと決定する爲に、瀬川君の自白が引用された。

豫審判事の訊問に對して瀬川君が答へた言葉の中に、今津や高村から贈られた壹千五百円の金は、政治上の応援といふ意味もあつたらうけれども、板橋問題につりていろくと骨折をかけたからといふ、お礼の意味をも含めて居たのだとはおもはぬかと問はれた時、瀬川君は之を否定しなりて、さういふ意味も含んで居たのであらうと肯定したといふので此吳を捉へて検事は收題と解釈し、豫審判事亦有罪の認定を下したものである。

ところが弁護士側では之をさうは解釈してゐない。板橋權補償問題に対する骨折りの、お礼の意味をも含んで居たであらうと、と訊かれたら、そのお礼の意味を含んでゐないとひふ否定の根據があり限り、さうかも知れぬと答へたのは当然である。

この誘導的な訊問、強制的な訊問を根據にして断罪の原因とする事は危險であり不適当であるといふ事は、多くの弁護人の異口同音に主張したところであつた。

此奥に関しては、六月五日午後の公判廷で中島守利氏の弁護に当つた真山弁護士が、痛烈に検察当局の態度を嫌じてゐたのを聞いた。即ち

句：何十人といふかも多數の被告人が悔かも申し合はせたかのようだ、全然同一の言葉で申し立て、居るといふ、奇遇千万な事実を見のがしてはならぬ、それは先日山口弁護士も痛論したようであつたが、お礼の意味をも含んでるました」といふ一語である。そのおも含むといふ言葉が、殆んどすべての被告人の口から出て居る。此事実こそは確かに強制的誘導的訊問が達成せられた事を想はしむるに十分である……

句：……這回の検挙にも取調べにも、脚か無理な炎上あつたようだと思ふ。立派の被告よりも聞くところによれば、検事は市会廊清市政淨化の意味より市会を解散せしむるといふ方

針の下に取調べを連めて居たようである。随つて此間に無理な取調べがあるのは当然で、誘導訊問、強制訊問の跡歴を被すべきものがある。斯くの如き検事調書、豫審記録は反古同然三文の價値もないものである……。

とまで極めて痛烈に喝破したとりふ事を想ひあはせた。

此痛烈なる論聲に對し、列席の批把田検事はさすがに憮りかねたものゝ如く、スムドと起つて、

曰、當時、検察當局に於ては、市会解散を目標に檢挙したり取調べたりした事実はない、偏々一二の検事がそのような事をやりつたとしても、それは唯其人たちの座談であつて、檢察當局の意思ではなし。

と弁明した。併し、その一二の検事とは誰と誰と意味するか？ 批把田検事自らはその中にあるのか、ないのか、そこまで私たちは説明して欲しかつた。

私自身も、その当時檢事局に於て、さうした意味の事を聞いた。私は東京市民の一人として檢事局の力を信らぬりでは、市政の腐清ができないとちつては此上もなければ恥辱だ、私一人の力を以てしても腐清はやつて見せるとかうりつた時、某検事は、君がさうり小考へなら我々と協力した方がいいぢやないか、我々は凡て君の仕事を手傳ふようになるのだ

と応じつ、あはよくは更に何のかを私から聽き取らうと努力するようであつた。

私は東京市会解散に至るまでの経緯が、唯單に檢事局の意圖であつたとは想はない。そこにはまだ市長問題に絡んでもつと、深く原因が潛んで居たようだ私はおもふ。

それは前にも此パンフレットに書いた事があるが、市長問題に手を染めた檢事局が、忽ちにして此問題だけをやめにした事は、ナゼ市長問題はやめたのですか？ と、私が某検事に訊いた時、其答へは極めて簡單なものであつた。即ち市長になりたりとおもふ野心家が市会議員に金をばらまくのはどこでもありがちな事ではないか、そんな事をやりますと際限がないからナリ、といふのである。

際限がない？ 然り際限がないさうであった。若しも市長問題に手をそわるとその候補者に推した秋山定騎氏の運動にからんで、どんなもなりところに罷免がかゝる、それが此市長問題打切りの真事實だと、或る消息通は語つて居た。

それかららぬか、市会解散とりふ重大事も極めて簡単に行はれた。此解散の希望は檢察當局のみあつたのではなく、もつとも重要な關係ともつ側に於て、さうしなければならない事情が潛在してゐた。不純な或るものを見なければならない。

已に検挙の當時からいろくの事情があつて、いよいよ檢察當局の豫想が必らずしも豫想

通りに当り百かつたとりふ時、検事と至も人向である。焦燥から焦躁へとおひこまれてゆくのも当然の域行きと見なければならぬ。

私が某検事の説問に對して、堪らない程の侮辱を感じ、曾てなり不快の感情を覺らせた時其座に居合はせた他の検事が、あとで静かに私をなだめた時

……メメメ君の今日の説ね方は、いかにも穢かでなかつたが、年は若いし、此暑いのにみんち怠らしくしてゐから、そこは察してくれなくては……呂

といふのであつた。此一つの悪さめの言葉にも其当時の検事個の焦燥が見えてゐる。有竹糸護人が潭中見舞の超訴に對して、痛撃した論譯に對しては、さすがに批把田検事も疵異しなかつたようであるが、此問題とても私から見ると、検事のみを責むべきでない。唯さうした事を考慮に容れて公平に裁かると裁判長に信頼して居ればよいのである。いつくちつたか小坂久馬吉君の受取つた金の中、五百円を國旗倅次郎君にやつたと申立てた時は裁判長は検事の方を護みて、それは超訴になつて居ないやうだね」とほつた事がちう。私は其時、池田裁判長も中々味をやるなど、心からその周到ぶりに敬意をもつた。検事には検事の立場がある。お互に其人其人の立場を理解して徒らに責むべきではない。

三、自白がどれだけ確かだ？

——茂木高村の自白にも錯誤——

説導訊問でなくつても、強制訊問でなくつても、自白に錯誤のある事は見のがせない事実である。東京市疑獄事件の証録の中にも、私に關係ある事柄でハツキリと斷言し得る二つの誤れる自白がある。

それは茂木久平君と高村増太郎君とき私の中に立つて引き合はせた時と場所との問題である。高村君も大正十五年六月の市会議員總改選の了つた直後、日本橋の待合藤村で私が茂木君に引きあはせたようになり、茂木君も亦それにあはせて供述してゐる。

ところが事実は全くさうでない。高村君と茂木君に引き合はせたのは、茂木君が正交會に入加入しない前ではあつたが、市会議員の選挙が了つて暫らく経つての事であり、參事会員選挙終了後の事で、幕町上六番町の茂木君の自宅へ高村君を伴れていつたのが初めてであつた。それは今にして想ひ出しても猛めて頗らかにわかる事で、茂木君の家から自転車に乗合はせて私と高村君とが帰る時、車の中で高村君は「あんな若の男でやれるかね」と私に訊いたのであつた。之によつてもその説問が初対面であつた事は確実である。

然るにも拘はらず、待合藤村で会つたように高村君は戻途し、茂木君も亦その戻途にあはせて申し立て、居る。此二人の錯誤は何から来たか？

それは今津源右エ門君から参事会員謝込みを私に積まれた事に原因してゐた。今津君は私に對して、茂木君は中立無所属なのだからどうにもならうぢやないか、壹千円位出すから何とか骨折つてくれ」といふ。その時高村君も同じような事を私に積んで、一年生から参事会員も生意気をようだが、参事会に出しておけば又何かにつけて便利だらうから頗る」といふのであつた。此二人が頗んだ事を茂木君に通すると

ヨンイツは面白りぢやないか、金は鬼に角、中正会と革新会と引張り亂になつてゐる今津を参事会員で拘つて、無所属團さ大きくするには屈強の機会だ

茂木君はかうりつて、其時福村藤太郎君とたつた二人きりであつた無所属團に今津君を引張り込むべく、参事会員の選舉で日本橋の荷舟藤村に於て今津君と会つた。

其時私は参事会員の選舉にからんで、今津からでも高村からでも壹千円は出させ得るといふ小事を茂木君に耳語した。それは決して創作ではなく全くの事実であつた。此壹千円の話しが妙にからんと錯誤に陥らしめた。

検事局では初め、大正十五年の市会議員選舉の時、私が茂木君のところへ届けてやつた

壹千円を高村君から出させたものと睨んだ。私がそれは荒山久義氏から出た金だと説明しても其荒山氏の裏に貿易場所が潛在してゐるのではないかとねらつたようであつた。

高村君の供述の中に、岸田から今度は若い元気のいい男を一人市会に送るからといふ話があつたので壹千円渡した」とある。それが全然根もない話である。

勿論、今津君の市参事会問題にからんで、壹千円の話は持上つてゐたがそれはとうとう実現しなじいで了つた。他に私と高村君との間に壹千円の授受があつたのは、新聞記者團に對する手当の残金壹千五百円に對し高村君が私に渡した壹千円の廣瀬小切手問題がある。其壹千円の小切手は夕刊日曜新報の吉沢不二雄君が八十四銀行に当座取引を開いてゐたのでその当座へ振込んだまゝ、新聞記者團へはやるわざにゆかなかつた。それがもつれて新聞記者團側や院外団の某々等まで私に對して穢かならぬ態度を示し、高村君に對しても種々むづかしい掛合をしたのであつた。

その経緯から高村君は壹千円の小切手について形をかへて申し立てたものらしり。その想像は検事局に於ても私から詳細きつくして弁明した事がある。

けれども初めの中は、どうしても茂木君に渡した壹千円は高村君から出たのであらうといふ豫断から、無理にもそこへ帰着させたいといつたような努力がちつた。

さうした偶然の錯誤もあるのだから、若しも證導訊問や盤問があつたとすれば、自らにどれだけの確かさがあるかといふことも頗る疑はしいことは極ばならぬ。

町井弁護士が小坂梅吉君の弁護論を進めた時にも、小坂君の保釈出所は係り検事の證辭を據て證審判事とも打合はせの結果、一刻も早く安心させたりといふ親切気から、わざわざ音ヶ谷刑務所へ小坂被告を詰めていつて、予審判事との打合はせもつたから明日は宿泊させて貰へると予告してやつたのに、さて其翌日になつて見ると予審判事の方では保釈を許さうとしたのに検事の同意が得られなりと運べぬといふ。検事側では証據固めの為に今一人契約書を書いた男を取調べてこなくてはと頑張る。そんな事で、被告小坂が居宅を急いだ結果検事や證審判事の意思を迎合した申し立てをしたのであらうと述べて居た。

中島守利氏の為に立つた真山弁護士も、御大典を直前にひかへて中島被告がいかに刑務所の中で煮慮してゐたかの実情を裁判長に哀訴するような調子で述べ立てた。

不拘留被告人の供述と幾十日とり小長の期間を拘留されてゐる被告人の供述とにひらきがちる事は他の多くの刑事事件で見聞する事実である。終始一貫、どこまでもその犯行を否認し弁解し続けた三木武吉、小保政一、大野義吉君の如き人々は珍らしい。

自白が必ずしも確かでない事は大岡山事件の田宮頬太郎の自白で一層明白になる。

四 難解の謎 田宮が自白

| 正たすはらしい創作的陳述 |

大岡山事件とりへば誰でもすぐ女優中山歌子を聯想し、時代の殺人鬼五味鉄雄が法廷に於て空囁いたり殺すも殺されるも運命であるより少くとも一語と思ひ浮べ、殺される事によつてその人間の罪業が消え去るものかの如き、彼れ一流の人生観で簡単に片付けようとした事を想起させるが、それにして、何の關係もない田宮頬太郎といふ男が、さもさも此三人殺しさ自行つた如き自白をして冤罪のまゝ獄死した事実は、唯々運命でちるらどのみ片付ける事のできなり。難解の謎を私たちにのこして居る。

田宮頬太郎とは如何なる人間か？ 調書によると、東京府下荏原郡平塚村字小山三百三番地根本庄兵衛方金融仲介業となつて居り年齢は当二十八年である。それが大正十五年十月五日検事に對して次のように申立てをした。

（前略）

田宮里に来て居たのは如何なる力か

田宮は日暮里町千五百十七番地川上富吉が小浜織物店と担保にするから百五十円貸せと

申しましたので之に応じたが、それが青山四丁目吉川質店にあるから一緒に行つて受渡しをして呉れといはれ金をもつていった金を先にくれ、ば品物を持ち来ると申したので渡した後、利息だけ十五円不足したから返所の友達の死で待つてくれと申し出でいつたので五時頃ばかり待つてみたが、来てくれず舞妓にあつた革が判つたのです。先月二十一日被害があつた晩に日暮里署に訴へ今井刑事の調べを受けたのですが、其事件は示談となり被害金は受取つたが私は損害金として尚十五円を要求し、十円だけ取りました。その島、私が告訴に乗じて交渉をしたやうに見られたのです、その際私が昨年九月四日の晩重大な罪を犯して居る島に何となく私の態度が堅しまれ拘留される事になつたのであります。

△昨年九月四日の晩の事件とりふのは何か

△それは大岡山で中山歌子初の同寮に居る男と女の子供の三人を殺して金品を取つた事件であります。

△其事件の真犯人か

△左様です、実は初め警察でお前は何か重大な事をやつたらうと云はれたので当時の事を想ひ出し顔色も変り身懐ひも出て恐ろしくなり私から追んで記憶のまゝを申し上げた

のであります。

△然らばもう一應当時の事情を話して見よ

△承知しました。

△かうして三人殺しの重大犯罪き、いかにも真実であるかの如く筋道を立て、申立てた。而かも身に覚えない冤罪であり、真犯人と何の縁故もなければ關係もないのに、すらすらと陳述し得た事は、見て來をような嘘を吐く講談師もはだしの出来事であった。

△検事之を疑はず、警察官固より之を真実の自白なりとしたればこそ、告発となり起訴となりせ間は皆此田宮頼太郎を兎鹿無二の殺人鬼と見えたのであった。

△然るに、驚くべし、真犯人として五味鉄雄田中藤太の兩人が更に検挙せられた。審理の結果は此五味田中こそ全くの三人殺し真犯人であつて、五味は死刑、田中は無期懲役にそれゝ処斷せられたのである。さうして、誤つた自白によつて殺人鬼と見なされた田中は病氣が原因で已に歿死してゐた。

△此事実は柳も何を語るか、田宮の自白が徹頭徹尾彼の頭から出た創作であつたにせよなかつたにせよ、自白とりふものが必ずしも信憑力のないものとり小手だけはこれほど確かに證據立てれば充分ではないか。

五、正力から三木に渡した金

——贈賄の譲証か政治的援助か——

正力松太郎氏が三木武吉氏に對し前後二回に渡した八万円の金が、贈賄の譲証であつたか、唯單に政治上の援助金を贈與したのであるかは、係つて兩氏の犯罪が成否が成らぬかの分岐点となるであらう。金は勿論京成電車の後藤専務から、京電乗入運動にからんで正力氏に託したもので、三木中島の両氏へ渡す事であつた事に間違ひはない。

唯その金が、更に三木氏から市会議員へ交付するべき黙契があつたかどうかと云ふ事が極めて重大な問題となつてゐる。

この問題を解決すべく、有馬博士は両氏等拘禁中の一時話を語つて、全然さうした黙契のなかつたことを立證した。

それは御大典の奉行せらるゝ直前に、石鶴両検事の前で、三木正力両氏が会見せしめられた時の情景と對話とである。

正力氏は石鶴両検事の面前で、拘禁後初めて三木氏と会つた時
四三木君、君に今日のよろな不幸な運命の盃とうけさせたのは、あの金を渡した時に、

会社から出たのだと打明けなかつた僕の不行届から來た事だ、何とも申訴がなほ
さすがに語尾はふるえて消えて、正力氏の双眼には温んだきりめきがあつたといふ。この
情景を眼のあたりに眺めた石鶴両検事には、正力氏が渡した金について、その出所をさへ
も打明けてなかつたといふ事実は、ハシキリ了解された筈である。果して然らば市会議員
に分配するといふ會議があらう筈もなく、譲証した金なり事も十分明らかである。

それがあらぬか、検事が三木中島両氏の犯行について論じた時に、事実上三木も中島
も收賄でなければならぬが、両氏共現に東京市会議員でないから、收賄罪に當てはめるわけにゆかぬ。そこで後藤正力、三木三氏の關係は贈賄の共犯といふ事で解釈せられ、中島氏
も同様に見做されて、こゝに両氏共京成電車事件については贈賄宥助者と見做された。
此尾辭は無理である、こちつけてあると、各弁護士が口をそろへて論じてゐたが、檢察官
論告の根據となつたことは、正力氏の供述中三木氏も中島氏もその金と市会議員の人々に
分けつけてあらうと思ふといつた追憶のよろな一語と、三木中島両氏が正力氏から
受取つた金と、京電事件に對する尽力の謝意をも含んで居たかと問はれれば、否々
含んじぬなりと否定すべき強引根拠もなり居に或はさうした意味が含まれて居たかも知れ
ないといふ、極めて淡い意味に於ける肯定を唯一の根拠としたものであらう。

三木氏がそんな肯定をしたように見えたのは、全く正力氏の立場を尊重した結果である。そこには三木氏の人間味が表現されると論じた。後藤氏が正力氏に渡した金は、明らかに三木中島両氏に対する謝礼であつたのが、正力氏から此等両氏に渡す時は、さうした説明を加へて渡したものではない。

そこで或る一部からは、正力氏が市長選挙にからんで此金を私用したものであらうとまで推測した者さへあつた。一石二鳥に利用するといふ事は、智恵者の巧くやる手である。けれども三木氏としては、唯軍に政治的の援助の金といふので受けたのであり、金の出所は明瞭に明かしことしなかつたが、正力氏の背後には御誠之助氏がつりてゐる。京成電車市内乗入金の運動も、正力氏は御氏に対する義理ありからどうでも通達させてくれと、三木氏にたのんだ事などから推測して、前の三万円も後の五万円も、本所を謹求したら御氏位のところだらうと三木氏自身は考へて居た。

唯考へてみたゞいである、その上巣の出所を謹求立てしようともしなければ、謹赤しても居ない、と同時に、若し此金が御氏から出たのであるとしたら、それは單純なる政治的援助ではなくつて、京電事件に対する謝礼の意味であつたらうと即断される。

その意味を正力氏が申し立てたとすれば、その申し立てに合致させるのも男の義理である。

けれどもそれは三木氏に對しての謝礼である、三木氏の市会に於ける勢力、其統制力をよつて京電問題が延期通りに運んだことに對する謝礼の意味である。それが元會議員に分配されようなどとは正力氏も想つて居らず後藤氏も考へてゐなかつた。

正力氏は、市會議員などは眼中になかつたと喝破し、後藤氏は又、三木氏や中島氏は平生から市議員の面倒を見てゐるのだから、一つ一つの問題に對して金をくれてやるよりかうような必要はないと思つたと申し立て、ゐる。

かうした關係に於て、贈賄の其化が成立するといふ事は條理の立たない推斷であると、恰もひひ合はせたよう各弁護人の主張が一致してゐた。

さうして、三木氏が其親兒の人たちに與へた金については、瀬川氏の三千円の選挙に關してやるべき金がやつくなかったからとか、大野君は区劃整理の結果どうしても金が下町でちるとか、戸倉君にはどう、小森君にはかえ、平林小原小保等の諸君にはかよ／＼の理由で與へたのであると、一々證據とあげて詳細なる説明を加へ、検察官側で推測するが如き贈賄の意味は毫もなかつたと示明して、三木氏に刑事上の犯行なき事を縛詫し、無罪を主張する人はかりであつた。

大、道義的有機体の三木系

——親分三木の特徴を語る原君——

二〇

三木武吉とその手下に属する人々との關係を道義的有機体であると観測した。検察当局の眺め方は最も当てはまつたことであるが、此観察の上に立ちて親分三木氏の特質を語つた原弁護士の三木武吉親こそは、聴きもらしてはならぬものである。

親分三木は眼前におひて、二十年未断罪して居る原弁護士が、善きにせよ善からざるにせよ、三木武吉氏が果して如何なる人物であるかを赤裸々に語つたところに、今正に政治的生命を奪はるゝか否かの分岐矣に立つてゐる。三木武吉氏の運命を担つてゐるかの如き真剣さと熱誠さをおもはしめた。

彼は聊かも飾らず、十毫も誇張せず、唯あるかまゝの三木氏の実相を語つてみた。

「……若し、私をして忌憚なく語らしむるならば、三木氏は、最も古く最も近く接続してゐる乾児に對しては、冷淡極まる誤解せらるゝ程に堅んじてゐるような傾向がある。その実決して堅んじてゐるのではないが、三木氏の眼中には功利的に乾児を廻し、何か一つの功績を立てたら、それに報ひるとか、三木氏の為に何等かを貢献するに非ず

れば一顧さだも典へないとかひふまうだ。そんな本臭り、現金主義のところは徹底も厚い。従つて、一生懸命に親分大事と忠誠を尽したからといつても、格別に重く報ひられるといふような事はなく、三木氏の等に取立て、功績ありといふ人でなくとも、何か窮してゐることを見面したら、苟くも打ちすて、はおけなほすぐにも其急急を教ふてやるといふやうな口である。だからして三木氏の此特徴を見ねいて居ない人は、案外冷淡だとか不親切だとか或は又解つて呉れないとかりつて怨むような場合もある。⁽¹⁾

自余自らでさへさうした不平不満をもつた事がゐるのであると、原君自らが二十年間三木氏の乾児として隨従し続けて來た。その過去の生活を顧みつゝ、追憶に伴ふ愉悦と悲哀とを語るのであつた。

「……換季は三木を見るに當つて、三木と其手下に属する人々との關係を道義的有機体となぞらへて居た。其親矣などにあつたか知らないが、三木氏と其一党とを道義的有機体になぞらへるといふ事は、私に於ても至極同感である。道義的有機体といつても勿論適當であるが、更に一層適切にいふならば人体の如きものである。人体の首腦部は頭脳でありハートである。三木氏は正にその首腦部に該当する。而して、氏の手下に属する乾児の多くは手があり足である。三木氏と其一党が生きてゆく為には、糧食を要す

を空氣を要する水を要するのである。その營養を攝取して四肢は勿論五体のすべてを養ふに當り、右季がよく脚から左季に摩る事が多いのも怪でない。左手は右手程の用をなさずはからぬゆゑに營養を手加減して減少するといふか如き筋合のものでもなり。あまり役に立つてゐないよう見ゆる足の小指に體物がきたからとて放つてはおけない。すぐ膏藥をはるなり相当の手当をするのである。丁度その通りで、今回の京成電車事件に尽力して、三木氏が正左氏から受けた金は準備である。政治上の資金援助である。三木氏及びその一派が生きてゆく所に要する營養の供給である。三木氏が之を費すた後其四敗たる人々に與へた金も淨財である。必要に応じて与へたのである。膏藥ばかりともなく注射ともなり、塗布劑ともちつてその四肢に與へた手当たるにすぎないのである。手当をするのに京成電車問題に骨折したとか骨折らなかつたとかと問ふべきものでなく、事實實際さうした事に差別を置いてゐなりである。それがどこに贈賄を見るべきものであらうか、どこが贈賄の共犯であらうか、贈賄の帮助であらうか、私には首肯できなり事だ。

滔々論じ去り論じ来つて、三木氏の人格から漸じて贈賄の意図もなければ事實もなかつた事を力説し、必らず無罪とせられざるべからざる事を結論とした。私はその論理の透徹せることよりも、原氏の熱誠とこめたる弁論の精神に動かされた一人である。

此論理はひととリ三木氏と其一党とに於てのみではない、凡そ親分乾児の奥原に於ては皆さうである。親分が其乾児を勧らかせるのに金錢を與へてになりと勧らかせ得なりといふならば、丸で毎日にひつて現金貰さするようなものである。それでどこに親分の貴様があるか乾児の憤慨があるか、親分の等には水火猶辞せずの腕立ちこそ眞の乾児である。其乾児が金錢を供與せらるゝ事によつて動くといふようでは、断じて統制はつかないわけとなる。そんな説得力のない親分は方とするに足らぬのである。

京成電車の後藤氏が、最初着眼したのが此矣にあつたといふではないか、市会議員の買収などは漸じてやるまい。それは危険千万な事であるから、併しどうしても今度こそは自分の手で此の多年の懸案と解決しなければならぬ、それには政黨の力による事か一番よいとおもうて、社長の本多氏と打合はせた上民政黨は小橋一太氏へ政友會は前田米穂氏へ夫々運動して見たが、自治体の事、殊に東京市の事は政黨の本部からいはせたところで中々うまくゆくまいといはれたので、最後の一策として、三木氏にも中島氏にも親交奥原と有する正力氏を頼む事となり、三木中島両氏が力を入れてくれるならば、平生多くの乾児が養つてあるのだから、何の難作もなくそれ等の乾児を動かしてうまくゆくであらう。日々贈路など僕はなりで安全に敏速に運ぶに違ひなしと信じてゐたといふのである。

七、人間中島守利の禮讃

——邊の人中島を語る山口久吉君——

三四

道義的有機体の首腦として三木武吉氏を語つた原弁護士の熱弁と対比して、六月六日の公選延て山口久吉弁護士が、熱弁を振って人間中島守利を論じたのは眞理に値する最も意義あり又力ある弁護論であつた。

……私多年中島に恩讐はあがひのは何としても中島に対する世間の譏諷を解かなければならぬ。自由党以東南東の政友会に重きをなしてゐた村野常右衛門、森久保佐織西氏の衣鉢をついて、今、の政友会に總務となり東京支部長となり、なくてならぬ一人となつて居る中島守利氏を、みうした嫌疑によつて毛ひたくなければならぬりと切实に痛感するものである。此切実なる叫びを諸公の前に誇へたり……

言々句々正に肺腑をついて出づる熱と誠との逆りである。民は更に続けて論する。

……かうした叫びは、懇求は哀訴はひとり私のみではない。中島が此事件に連座して以至、其法廷に於ける態度や言動の上にこそ、殊更謹慎を表ふよくな様子は見えなかつたであらう。彼れ中島には法廷戰術の技巧もなければ、態とらしい差居もできな

り、態度や言動の上に殊更謹慎を表はなかつたにしろ、彼が這田の事件に連座した事と全く自分の不徳として、深く自責の念に駆られた事は、昨年の衆議院議員統選挙に当つて自ら候補に立つことを断念した一舉によつても明瞭ではなりか、然り、彼は衆議院議員の立候補を断念した。けれども彼の御党は之を肯かなかつた。多年東京市下の房に中島一家の全財産を拠つて、奉余につかるもまだ公共の為に尽した中島に、今逃げられることは情に於て忍び能はざる事であり、理に於て不当極まる事であると、衆議は期せずして一致し、遂に第三者推薦の形式によつてその選舉は行はれた。選舉の結果は全国……日本全国第三位となり小絶大多数の投票をかち得て見事當選した。昭和三年の夏以来、東京市議院の中心人物元老とまで目されて、所謂輿論の指導機關であり民衆の民意を反映するといふ新聞紙本筆を極めて悪人中島とまで銘を打つた其中島が、日本全国第三位となり小絶大多数の投票によりて、自らは立候補を断念し辞退したにも拘はらず選出されたといふ此生きたる事実は樹も何と物語るか、中島の人格は中島に永年接したるものに於てはじめてわかるのである。他の推斷や臆測では、決して判知し得ない或つものがあるのである。世人は何をいはうとも、新聞は何と書かうとも彼れ中島は悪人ではあり、惡事醜行をなすもの、巨頭ではないのである……

勿論中島守利氏が人間である以上、欠点もあるに違ひない。及ほざるところも多からず、併しそれによつて人間中島の善美なる心情や性情を見のかず事はあまりに残酷であり、人間社会の上からいっても不利であり、国家の局から眺めても損失であるとまくし立てる。

曰人間中島はどちらかといへば涙の人であり情の人である。他人から何争をても頗まれたらイヤといへなり人である。一寸知りあつたばかりの人に対するして、も目をかけてやる事は、十年二十年の田知の如くである。否寧ろ田知以上であろう事すら往々にして見受けれる事実である。中島には競争の差別がつかぬとか、新しい人に厚遇するとか、傍らいても働くかないでも同じく見るとか、さうした非難が動もすれば起る程それが普遍の人間愛をもつ人である。此傾向が偶々巡回の駁船事件に連座せしめ、延りて相被害小板との供述にくひちがひき生じていづれが真なるやき疑はしむる如き立場におひ込まるに至つたのである。いかにも小板とは田の關係ではなし、極めて新らしい間柄である。けれども彼も政反会に属する一方会議員である。彼が建言し劃策するところを殊更に打腹す事は中島の情に於て忍び能はざる事である。小板居は智恵者である。中島守利といふバツクの前に立つて一芝居演じた役者である。其芝居が説めたり程の迂闊者となり中島は、魚市場組合の高村等が堀田家に来た時に、こんな運動にあまり金をつかふ事はよく

なりやとたしなめた事である。とりふではないか、さればこそ魚市場の連中は小板が何といはうとも一万円の現金と四万円の手形とが果して中島に渡たのかどうかを危ぶんだればこそ小板を促がし立て、一緒に政反会本部の中島が事務所へいったのである。政反会本部に於ける中島小板篠崎相川会見の場面で小板が如何なる役を演じたか、中島など人々立場におかれかは今更いふまでもなくわかり切つた問題ではなか、小板の人格にて言及する事は力なく避けたりと恩ふが兎も角も河内山宗俊といはれた程のやり手である。市会議員としては一年生であり新参者であつて、同じ正支会の僚友の中でも、大尉國枝片山矢野西川諸氏の如き先輩に比べたら遙かにその下流にある人でありながら胸に一物ある小板は、其委員長としての自分の立場を有利に用ひる事に抜目のない策士であつた。中島氏をバツクにして委員長といふ肩書を振かざして、魚市場の連中を烟に巻く位は尋常茶飯事であつた。凶

かくて始曲に小板君の怪腕を説きつゝ、中島氏が唯その怪腕によつてらやつられ利用されたのに過ぎない事を力説して、駁船事件に對する中島氏の無罪を論じた。

中島氏の弁護の中には實もすれば小板君を痛撃してその人格論に反対した人が多り、甚だしきに至つては小板君の古疵をまであばき立て、裁判長の注意をうけた人をへあつた。

私は敢て此一事をいふ。小坂君にどんな古瓶があらうとも其を祭り立てるのは残酷である。而して其弟は中島氏の意思に背戾したことである。中島氏としては小坂君の古瓶をあないこまでも自己の罪さのがるゝよすかにしようといふような隨分な心事はもつて居な。

私はおもふ。小坂君の手から中島氏へ渡したといふ二回に四千円の金の経緯も、二人の供述が全然くひちがつて居る程。それほどくひちがつては居ない事であらうと、即ち私が聴取るところによれば中島氏のいふ事に詐りのあらう筈がなく、又小坂君とてもそんな事に創作や詐言を弄しよう筈がない。創作的の詐言を弄するならもつと真実らしい事をいふだけの智慧もあれば榮もある小坂君ではなからうか？

中島氏と共謀であるといふ事を真実らしく見せたいならば、何で四千円を分配したなどといふわけがない。中島氏と小坂君とが共謀して一万円を受けたといふのに其一万円の中四千円だけが中島氏に分けられるなどとはあまりに馬鹿々々しい事ではないか。

私の常識から此を聞くことその間屹度何かの錯誤があるに違ひなり。四千円の金の経緯は中島氏が取らぬといふのも事実、小坂君が持参したといふのも詐りでなり。さうして其間此両人の仲に立つた何ものかあるらしり、そこを見ぬべくして見ぬかなゝ事がいかにも不自然である。中島氏の周囲には往々としてさういふ人がある事を私は知つて居る。

八、正力の友情に動いただけ

——利権渙りなどの考へはない筈——

弁護士生活二十年、未だ曾てかうした刑事事件の弁護に立つた事は一度もない。選舉法違反事件につりては二度ばかり法廷に出たが、其他の刑事事件では、一回も弁護を担当した事のないといふ。前きの法判局長官前田米藏氏が珍らしくも中島守利氏の爲に立つた。

私は刑事弁護を担当するには、あまりに不慣れてゐるといふ事からその辯護を請公を動かす下足らないうだらうが、中島君とは多年親交を重ねて居る友人である限りで中島君について知るところも他の人々よりは深いところがあるので……

言葉はなじやかに声調も極めて温和に聞えてゐたが、京成電車問題に關しては最初前田氏自身にも持込まれた事のある話だけに詳細を尽くして、会社側下於ける最初の計画が濫職の後藤尊秀の意図としては、最初から市会議員に賄賂しようといふやうな考へは毛頭なかつたのである。そんな事は危険であるからやつてはならぬと肚をさめて居たのである危険な事だから自分ではやるまい、自分でやらぬが年來懇意な正力君にやらすやう、彼

てその冒頭の後回りを多年の親友正力君に譲らうなどといふ意志が、後藤氏ほどの男に思ひ立たれよう筈がない……

かう云つて根本的に贈賄計画のなかの大事を弁明して居た。従つて会社と中島三木両氏との間に立つた正力氏こそは、ハツキリと金銭干係についてだけは中斷してゐた。三木氏が正力氏の渡してくれた金を会社から出した金と知らなかつた様に、中島氏亦これを知らなかつたのであると各弁護士は論じてゐた。

若しも会社から出した金と知つたならば中島氏は受取らなかつた筈だといふ人もあつた。
中島氏と本田貞次郎氏とは、元は同じ政友会に属した僚友であつたが、彼の大正十三年清浦内閣の支持に対する意見の相違から大政友会が分裂した時に、本田氏は床次氏一派に従つて政友本党に走り、中島氏は横田千之助氏等と共に残黨を守りて護憲の爲に恩讐苦闘を続けたのである。殊に本田氏等に対する公債は極度に達し、川島正次郎君を其辻拳四に擁立して本田氏の足下にまで躊躇せ激しい戰ひを戦はせた程の中島氏である。京成電車の市内乗入料は交通施設の進展上多年の持論として賛成してゐた中島氏であり殊に氏自らの選舉区南房飾郡の住民の利害から打算しても、又従つて選舉対策から考へても反対しよう道理はないが、若しも之が本田氏から持込まされたとしたら直ちに袂く引

受けたかどうか疑問である。正力氏であつたらばこそ即諾を与へたのである。けれども若しそこに金銭問題がからんで会社から金をくれるといふのであつたらば相当躊躇した筈である。

この親方はいかにもと首肯するものがあつた。かくて正力氏が後藤專勢や、御誠之助氏に対する義理合と友情から頼まれた事を打開けて、中島氏の力に頼らうと持込んだ時、氏としては年來の持論に合致する事であつし、親友正力氏の懇意なので二つ返事で快諾し双肌ぬいで尽力奔走する事になつたのである。其向金銭上の事に言及するような水臭い仲でもなければ、中島氏が市会に於ける同志を動かすのに一々金銭を与へなければ思ひやうに動かぬとい小程微力な中島氏でもないし、各弁護士の共に力説したところであつた。

前田氏の弁論には更に中島氏の見識ある人格 黄白の縁に筋を賣る如き輩と全く其性行を異にする一事例として、大正十三年の政友会分裂当時の遠憶を語つた。

若しも中島君が、利権を邀うて走る底の人であつたならば、大正十三年の大政友分裂の時の如きは多くの同志僚友が政友本党に走つたのである。殊に東京府市の如きは可成多くの同志が寄札があるのであるから功利的に考へたり便宜的に連携する中島君であつたなら或は政友会に踏み止まらなかつたであらう、況んやそこにはいろくの誘惑もあり

正道さへもあつたやうに断いてゐる。而も断じて其道選を苟くもせず、大義名分を重んじて憲政護護の爲に誠を尽した中島君であつた。

この一語こそは、聽いてゐた人々の中でも殊に私と云つては感極無量である。比のパンフレットの四月上旬版（板舟事件の眞相を語る）にも、其一端は述べておいたが、私も其当時兵庫派に至りて、代議士と云ふ代議士、衆会議員と云ふ衆会議員、一人のいらす政友本党に袂を分ち、寧ろそれを等の友人を向小に回し、護憲の叫びを叫んで、東横日日新聞口といふ孤星を守りて憲政苦闘を続けたのである。此弁護をした前田氏は時の政友会幹事長であり中島氏はまだ總務にはなつて居なかつたが多年の友誼上私の小まな新南にも力を添へてくれた。私が兵庫派に於ける總選舉対策を立て、上京し、政友会本部に島田三土望月の諸先輩と商議した時には、いつも前田氏と中島氏とが仲間に立つて居た。苦戦の功業宣しくらず兵庫派に於ける政友会の戦略は守つた代議士藤井忠兵衛氏は中立俱樂部から政友会に入党した。中島氏も苦しい立場を死守して遂に大成した。私も亦更に苦しい立場におかれ甚大なる犠牲を払つた事をおもひ、今更の如く無量の感慨に泣かざるを得ないのである。運命の神は、同じ時同じ事件に歎息して、私までも市ヶ谷へ送つた。而して当時の検事局がいかに此事件を扱ひ、如何なる監識眼を此事件に投げて居たかを教へてくれた。

私の観測から云ふならば、請託の源流があらう筈はない。並いてさうした証拠をあげようとするのは無理である。石飼岡検事の所謂以心傳心といふ、極めてデリケートな事ではあるが、其以心傳心がどの程度まで認識されどの程度まで法の適用に添水されるかであらう。中島氏でも三木氏でも、乾脆に渡した金の中には正力氏から受取つた金があるにはあつたに違ひなからう。金がすでに正力から受けた金である。正力の渡した金は京成電車の後藤から出た金である。金が会社の金で、時が乗入検査の直後だから無因縁とはいへない。かういふ観点に立つての検事もあつたやうにあはえて居る。收賄關係に於いて缺格してゐる三木中島の両人だから、無理に贈賄の共犯になつていつたのだと論進した。弁護士の弁論にも半面の道理はあるが、以心傳心に会社一正力一三木、中島の請託關係があると見た、検事側の觀方も又必ずしも無理とのみは断じ得ないのである。

そこには常識の判断が極めて大切である。比矣前田米慶氏の中島守利氏弁護には、極めて巧妙にはづきないでしつかりと抱んで居た、即ち、無罪と確信して居る、けれども若し請託の暗示でわかつたようすに麻酔され、蘇醒に於ける中島の申立てに重宗をあかれようとも固く不純の動機から出発してゐない事案であるから、刑を科する必要はないことゝあるか選挙法違反に於ける懲役刑を其まゝ適用されて罰金刑で充分であらう……と結んだ。

九 奇怪極まる割合論

—瀬川光行君が引込まれるゝまで—

中島氏などが誘導訊向で引込まれるゝのに不思議はない。彼の雄弁滔々中々ヒケを取りない瀬川光行君でさえも、板舟事件の請託問題でマンマと引込まれた事実がある。今その事実を予審調書から抄録して見よう。

昭和三年九月七日大塚予審判事が、瀬川光行君に対する第三回訊向にかう書いてある。
向：報告に對し検事より賣職罪として斯様な事実につき懲罰請求につけたが之に対し何
か陳述する事があるか凸

此時予審判事は昭和三年八月二十三日付予審請求書記載の事実を読み取けたり。

答：高村曾太郎今津景右エ門から曰木橋区旧市場移転に伴ふ板舟椎平舟植補償案の通
過に賛成し尽力をしてくれと依頼を受けたことがあります其の爲め議案の審議に當
つて該案の通過に關し尽力した訳ではありませぬ私は元々同案には賛成であり色々の
事情で極力該案の通過に努力致しました凸

それから全じ年約十二月五日松南予審判事第十回訊向には次のように書いてある。

問：被告は魚市場の今津高村其他の者から板舟業に付て骨を折つて呉れと頼まれてから
被告の從來の持論も有つたらうが其の爲に骨を折つたのではないか凸

答：さればかりで骨を折つたのでは決してありませぬ其事は前回申上げた通りであります
す。夫れでは今津君や高村君に頼まれて居たけれ共骨を折らなかつた外と訊ねられれば
さうではありませぬ矢張り頼まれたから幾處分は其の爲めに骨を折つてやつたとい
事になります凸

此の前後二回の訊問調書を照合して見ると、九月七日から十二月五日までの間に、府の
力が瀬川君をして請託關係を肯定せしめたのが堺百有餘日の長さに亘つた拘禁生活がこの
まゝで瀬川君を遊び込んだかといふに、さうではなく全く松南予審判事の誘導訊問、釣り
出し訊向に釣り出されて、さしも雄糸家の瀬川君もマンマと釣り出されたといふのである。
瀬川君は此第十回訊向当時に於ける、松南予審判事と全君自らとの対話の内容や筋道を
追憶しつゝ、その時の実情をかういつて居る。

以前の供述を續して茲に釣りでも請託を認めた形になりて居るが、是は全然事實に反す
る供述である。然らば何故松南予審判事の向に對してあゝした供述をしたかといふと、自
分は當時松南判事に對しても絶対に請託の事実なしと断言し、詳細に其關係を述べたけれ

ども中々其を厭上げてくれない。而して

三六

君が従来の行巻りを平日の持論から、比案に賛成されたといふ事はわかつた、併しあれでは今津高村から頗る水たけれども其の爲めには少しも骨を折らなかつたといふ外、そうしてそれを立証するか、失張今津高村に瀕まれた爲にも少し位は骨を折つたらう。

と理窟攻めに詫ねられたので遂に瀕川君も

左様です。私は前申上げた通り元々意地と俤気と平生の主張から是非此案を通さないではならぬと考へ極力奮闘して居る處へ何分頗むといひて來たから直しい、僕は素より賛成で一生懸命にやつてゐるから君等は再び僕の所へ來るには及ばぬ正交會や中立の方を廻はれ、共同戦線を張りて大いにやらうと答へたのであります、併し今津高村から頗る水たけれ共其分は何もししなかつたか之を立証せよといはれて別ト証拠はありませぬ、左様下理論的に嚴粛に言はるれば幾部分は其爲にも骨折つた事にもなりませう。

と述べるようになつたといふのである。すると其時判事は「然らば其割合はどうか」と追及して訊ねられたが「割合などは存じません」と答へたと云ふ。何と奇怪千万な回答ではないか、かうした調子で、金錢の授受に対するどれだけが謝礼の意味か? など、まじめくさつた訊問が時折あつたと聞くが、常識では判断し得ない奇怪事であると私はおもう。

一〇 片言に禍せられた松山君

——罪なくして罪に定めうるゝ悲哀——

自ら省みて夜しからずんば敢て入言を恐れえや——かういふ心境に自分を落りつけて松は京都刑務所の未決房に收容され、共楽館事件と云小刑事事件の調べを受けて居た。

京都の共楽館支店が二十七万円で日英興業株式会社の高木次郎に買取られた。其は現金でなく日英興業の社債券で取引せられたが、高木次郎は向もなく之を京都電燈に賣渡して現金二十二万円を獲得した、社債が想像通り替價できないところから初々は賣人中村から高木次郎と其顧問弁護士廣太郎三郎を相手取つて訴訟の訴へを起した。

ところが取調べの結果不起訴になつた。で比取引の仲介をした林島田の両人と、高木からは京都の市區改正に関する調査を頼まれ、中村からは日英興業株式会社の内容に関する調査を頼まれたが、社債で取引せよあとで換價は尽力してやるからと、巧みに欺瞞して取引の成立に骨折つたと云ふのが訟訴の要旨であつた。検事は直ちに三人を起訴した、而して三人共に京都刑務所の未決房に收容された、時は大正十一年五月であつた。

林と島田とは弁解頗る力めた、私は弁解をしなかつた、弁解する程の事でもないとおも

クだからであった。そして特別許可を受けて房内で述作を許され、脚本の創作をして名古屋の大坂や神戸の劇場に上せて居た。

吉崎威昌と題する、達也上人の事蹟を書いたものがあった。推敲を積んで予審判事の簡を乞ひて世の中へ出す。竹川といふ予審判事が又大芸趣味の豊かな人であった。

砂山の喜八といふ浪夫が十五両の金を盗んだといふ小嫌疑を受け、毫も弁解せず、何事も蓮舟だとあきらめて、たゞた一人の娘に因果を含めて身賣をさせて其拾五両を償ふといふ一場がある。あとから眞の犯人が現はれるが免罪に落ちゆく善への心境は悲喜交々である。

竹川予審判事は比一幕を読んだ時、私をよび出して懇々と諭すのであった。

「無実の罪に向はれて、運命の苦き杯を甘んじて受けろといふところに、悲しい誠意を味ひ得る」と信ずる君は、免罪によつて詩をよむ事も出来よう。敵を詠むこともあるらう。が併し、國家は誤つて罪なき国民の一人をだら罪する事はできない。それはい外にも忍びがたい犠牲であり、甚大なる損失である……」

かういつて弁解を私に貰した、私は実際、弁解できない事情が済んでゐた。日英興業株式会社は青島に多くの土地を有して居た、其土地の評価について、其頃外務省に勤めて居る友人XXXX君から青島選前に関して或る一事を聞知した。其が私の創作であり虚構であ

るといふ小嫌疑である。弁解の爲に其友人の名を明かす事ができまうか。彼は其國外務省に於て年は若かつたが傳出せる才能を認められて居た偉才である。私は私自身の明りを立つる爲に衆を友人に及ぼす事はどうして力づけなかつた。

名判事竹川氏は無言の間に其の消息を読んでくれた。さうして未決拘留半歳の後に於て豫審免訴になつて私は放免された。

其から三年後私が東京に帰つた時、友人松山侍十郎君の雪窓会の催しに遭つた。嗚呼、彼は東京市会議員として例の瓦斯疑獄に連座して検挙せらる、予審で有罪の決定をうけたが事案は斎波厚氏から賄賂の金を受けた受けぬといふ申立のくじかがじか、不幸にして予審では斎波氏の供述が信用せらる松山君の申し立てが信ぜられなかつたのである。

ところが第一審の公判庭に於て、斎波氏が予審の供述を覆へし、松山氏の申立てが正しいと云ふ事になつて無罪の言い渡しを受けたけれども、検挙扣訴によつて東京控訴院の審理に移され、そこでは有罪となつた爲又々上告し、控訴の判決を覆棄して名古屋控訴院に移され、そこで四年目に無罪となつた。

其向松山君のねつた犠牲はいかに甚大なものであつたろう? 之は唯松山君自身の不徳たとか不運だとか、あきらめの言葉を以て簡単に慰めるだけではすむまいではないか。

賄賂法が制定され実施されての後ならば又慰さむる方法もあらうが今日に於て説教に向
にまつての供述や、錯覚に基づく自白を根柢に断罪する事は既に危險ではあるまい。

況んや片言を信じて罪する如きは、更に〳〵に危險千万であるといはねばなるまい。
而かも其片言には利害を異にするところより生ずる供述の相異がある。是等はいづれを
信じいづれを否定するかそのいづれをも信ずべからずとして別の認定をするか？？
苟くも、上御一人の御名によりて裁かるゝ裁判である。そこには、至聖至仁におはし
玉小陛下の大勲心の表は水を仰ぎたいと私は切に〳〵其事を待望るのである。

彼の大連事件で幸徳秋水以下二十九人が死刑を執行せられた時に決りた時、時の總理
大臣桂太郎伯は廊下に伏奏して氏いたましま事件の結果を奏上した。其時、明治天皇は、

畏れ多くわ何とかして助くる方法はないかと仰せ玉うたと瀧水承ははつた。
そ水があらぬか、二十九人の死刑囚が其半數十二人まで死刑を免かれしめられて無期懲
役となつた。其後数次の恩典に沿した。其中の一人飛松与次郎は免されて御里に歸り眞面目に御党の爲に勤いて居ると聞く。

彼の告白を聞くに、死一等を減せられた瞬間、曾てない感激に泣き瀧水たといふ。そして
て糸屋なき、聖恩の辱けなさに、宏大にして無邊なる天恩を味ひ得た歡喜に憚えださうだ。

無罪を信ずる人の弁護士、罪金刑などの執行猶豫だのは無用の事のやうに見える。け水ど
も私は心らずしむやうは思はない。詫まつて罪に向はれた人たちである。

被告の爲に利益の営みをあげて戰ふことが立場上当然の事である。
それを聽きわけて透徹せる裁判官の歴智が裁くのである。嚴正に、公平に、親切に判決
せらるべきである。

被告人に都合のよい弁護士としての立前から論ずる弁論だけでは、罪なしと断ること
が恰かも検事の諭告だけを聞いたり、有罪なりと断定するゝのと同じである。
有罪か無罪か、それはいづれにしてもかうした事案に連座した事は自分の不徳であると
自責の念に駆らるゝこそ自然である。さうした自責の念慮の深い確情けを受くべき資格が
ある。隣れみを以て裁かれ得る人である。

之は國家の立前からいつても、有爲の人材を僅かの事で働かなければならぬのは惜しいこと
である。前田米藏氏の弁論が、被告の無罪を信じながらも、仍りに百歩をゆびりて罪あり
としても再び立りて御國の爲に働くやうにと云つた事は情理を尽せぬ結論である。

版 向 下	版 向 中	版 向 上
次 目	次 目	次 目
か罪無か罪有	唄小ののもれか引	相婦夫る怒に罪犯
一 潟人立つ被害の妻・豊潤被害の夫人信子の詔 二 墓主の人の世の相・夫の為に捧げた犠牲の報ひ 三 女のヘルメル男ノラ・無理解な妻をもつ夫の不運 四 犯の夫に离婚を迫る妻・懲誅を極めた人の世の相		
五 犯罪は私的責任・今も尚貴方を信じてあります 六 金を始して夫の雪寃・大森警察署拘留場を悪劇 七 解け隠れ誰の女の決・私家に倒らしくあたお翠 八 黒に晒しても黙々底少・私結婚観が誤まられた懲罰 九 女の棄状と責め道具に一年間の翻れた性生活の犠牲 十 痛し合ふこそ夫婦の徳・感謝感激の心は恩澤に浴する特權		
一 大山三人殺しの正味・朝鮮疑獄肥田が告白 二 保険を急いで虚偽の申立・それも全く引かれもの、小坂か 三 清貧の瀬川清吉の小坂・見よによつて人様への見辟 四 強ハ態度と囁り口方・死中に憑た赤ひる二傳の教術 五 恩人さ庇うての虚偽・自己を庇はんとする虚偽 六 恐るべきひひきの割合し・ゆき割りに引きづらぬく悪寒 七 被害なら五万や六万は貰へ・五山の建築資金にかりた金 八 嘘が眞実か眞実が嘘か・市に三鹿を放つたとへ 九 被害者から贈りもの・薬院の審判と裁判の判決 十 山梨大将の五万円問題・肥田理吉は何をつてゐか		
一 潟械事件の追憶・大酒事件と秋山高麗社 二 組合の儀式とまつた高村・私利私慾りも頗るかつた 三 贈贈であるく馳通大・桐川リ寺坂吉工門だ 四 中島守利氏に取扱ひ・小坂ハ收蔵の申度をし 五 起訴など事実には有罪の認定・秋山高麗社の公証法判決 六 贈贈は成立つても收蔵でない・山梨大将の場合は猶且然り 七 逃走日犯罪の為じない・犯罪肯定が反へて成る爲 八 奇縁である逸ではなし・無理に藉せられ水ためれ成だ		

番一五五芝電話社信通ト
番一五九六六京東庄口替振社序
ヘ和涌はついに本配

行 崇
ツレフンパ代現 目丁ニ町名愛區芝市京東

鬼怒電位下げ問題につき

四

市民諸君の意見を求む

馬渡市電局長が収めて、齊藤新電気局長が決まるまで、白上助役の局長事務取扱時代に電光石火の早業で鬼怒電の一キロニ瓦五厘が一厘ニモ値下げのニ瓦三厘ハ毛に落ちつきさうになつた。白上助役がえりりか、利光鬼怒電重役がえりりのか、いつれにしても此一厘ニモ値下げは年額二十二万二千円の利得となる計算だ。一も二もなく市民は歓び迎へてようしきか？？？に一つ考慮しなければならぬ問題は、現に東京市が他会社から買電して居るのは一キロニ瓦八毛ヒリ小安値である事、鬼怒電との買電契約は昭和八年三月三十一日で満期になるといふ事で、値下げは結構で、が右満期後新契約について保證する旨民諸君の意見を薦録し、臨時特別版として刊行した。いと思ふ、

行
業
字
誌
一
制
限
な
し
メ
ル
六
月
二
十
五
日
送
稿
先
東
京
芝
本
社

東京芝愛宕町二十一十九
現代八

責任者　岸田菊次郎
通信社　元永ノン

卷之三

編輯局より

次巻は一寸曰先のかはつたものと出します題して曰性懲
犯罪女房殺し曰といふ本巻第一章の末尾に書いておいた通り警察官
でも裁判官でも先入主となつてとんた錯覚に陥る事があるといふ実験である

此女房殺し事件を弁護した大阪の弁護士高山義三氏から詳細に其実情を
聞けた。そして私が都新宿に居た頃に本所で行はれた女房殺し事件と相似た
事がある事、其本所の女房殺しの搜査についても当局の血迷ふた錯覚があつた。

本誌卷末に於て募集して居る鬼怒電値下り問題に関する意見は奮つて各伍の御投票を願ひたい。之は状況によつて特別版として奉行し書肆の店頭に出して売ひろめ街頭販賣をもしたいたゞおもふ。山本実彦はどこへゆくか止ほ少しおくれる。

現代パンフレット通信社
新東京社 岸田菊伴

昭和六年六月八日叢行
（非賣品）

埼玉縣北足立郡浦和町四大六
著者 岸田三治

埼玉縣北足立郡浦和町四大六
叢行者 垣内貞一

印刷人 垣内新一

埼玉縣北足立郡浦和町四大六
東京市芝区愛宕町二ノ一〇九

現代パンフレット通信社
電嘉 芝五五一番

所行叢

埼玉縣北足立郡浦和町四大六
新東京社

振替 東京大丸五一番

68

34